

平成 19 年度 PRTR 法の届出について(平成21年7月変更届出)

大阪大学環境安全研究管理センター

大阪大学薬品管理支援システム (OCCS) で仮集計を行い、取扱量が多かった 10 物質について各部局に問い合わせ集計を行った。例年 9 物質であったが、今年より取扱量の多くなってきた「フッ化水素およびその水溶性塩」についても問い合わせた。集計の結果、報告の義務の生じた物質は、豊中キャンパス 3 物質、吹田キャンパス 4 物質であった。豊中キャンパスでは、クロロホルム、ジクロロメタン、トルエン、吹田キャンパスでは、アセトニトリル、エチレンオキシド、クロロホルム、ジクロロメタンであった。(エチレンオキシドについては取扱量を見直したところ 500kg を超えていることが判明したため、H21 年 7 月追加して届出を行った。) 平成 18 年度と比べて吹田キャンパスでトルエンの取扱量が減少し報告対象を外れた。

届出物質の排出量・移動量を以下に示した。公共用水域、土壌への排出および埋立処分はゼロであった。昨年度と比較すると、豊中キャンパスのクロロホルムの取扱量が減少したためキャンパス外への移動量も減少した。また、吹田キャンパスでは、取扱量が減少し報告対象を外れたトルエンと対照的に、クロロホルムとジクロロメタンの取扱量は増加している。届出たすべての物質は、昨年度と同様で 8 割以上がキャンパス外への移動(主に有機廃液としての移動)になっている。下水道への移動は、吹田では毎月、豊中では 3 ヶ月に 1 回行われている下水道への放流口での測定値から、計算により算出している。平成 19 年度はほとんど検出限界以下の値(検出限界以下の場合には、その 1/2 の値を用いることが決められている)であり、年間下水道への移動量はアセトニトリルを除き 3 kg 以下と算出された。アセトニトリルの検出限界が高いため、排水からは未検出にもかかわらず 130 kg が下水道に移動したことになる。

表 1. 届出物質とその排出量・移動量・取扱量(kg、有効数字2桁)

		豊中キャンパス			吹田キャンパス			
化学物質の名称 と政令番号		クロロホルム	ジクロロメタン	トルエン	アセトニトリル	エチレンオキシド*	クロロホルム	ジクロロメタン
排 出 量	イ. 大気への排出	230	230	270	70	1,200	570	620
	ロ. 公共用水域への 排出	0	0	0	0	0	0	0
	ハ. 土壌への排出(ニ 以外)	0	0	0	0	0	0	0
	ニ. キャンパスにお ける埋立処分	0	0	0	0	0	0	0
移 動 量	イ. 下水道への移動	1.3	1.4	2.9	130	0	2.7	2.7
	ロ. キャンパス外へ の移動(イ以外)	1,500	1,300	1,300	2,600	0	5,600	6,700
取扱量(排出量+移動量)		1,700	1,500	1,600	2,800	1,200	6,200	7,300

*エチレンオキシドについては、取扱量を見直したところ500kgを超えていることが判明したため、H21年7月追加して届出を行った。

PRTR 法の目的は、事業者が化学物質をどれだけ排出したかを把握し、その量を公表することにより、事業者の自主管理の改善を促し、環境汚染を未然に防ぐことにある。今後は、排出量を削減し、地域の環境リスクを減らすために、各研究室レベルでの改善が必要になってくる。

平成 20 年度分についても、平成 21 年 4 月頃に大阪府条例による対象物質(ヘキサン、メタノールなど)も合わせて調査を依頼する予定である。